

投資分野において閉鎖されている事業分野及び
条件付きで開放されている事業分野リストに関する
大統領規程 2016 年第 44 号

唯一神のご加護により、

インドネシア共和国大統領は、

- a. 投資に関する法律 2007 年第 25 号第 12 条(4) 項及び第 13 条(1) 項の実施のために、投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程 2014 年第 39 号がすでに定められていること、
- b. 開発の加速化のために、中小零細企業、協同組合、国内の各種戦略的セクターの保護を強化しつつ国内外からの投資活動をさらに増加させ、アセアン経済共同体（AEC）と経済のグローバル化のダイナミズムに対応すべく経済競争力を高めるために、投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する規定を改正する必要があるとみなされること、
- c. 上記 a と b の事項に関連し、投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程を定める必要があること、

を考慮し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条(1) 項
2. 投資に関する法律 2007 年第 25 号(官報 2007 年 67 号、官報追記 4724 号)

を鑑み、

以下を決定した：

投資分野において閉鎖されている事業分野及び
条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程を定める。

第 1 章
総則

第 1 条

本大統領規程の中で、

1. 事業分野とは、経済セクターにおいて物品或いはサービスを生産するために行われるあらゆる形態の事業活動のことである。
2. 開放されている事業分野とは、投資の枠組みにおいて条件なく行われる事業分野のことである。

3. 閉鎖されている事業分野とは、投資活動としての事業が禁じられている特定事業分野のことである。
4. 条件付きで開放されている事業分野とは、条件付きで投資活動のための事業が可能な特定事業分野、すなわち、中小零細企業及び協同組合のために留保されている事業分野、パートナーシップ・資本保有・特定の立地・特別許可が条件づけられている事業分野、アセアン加盟国の投資家向けに条件付けられている事業分野のことである。
5. 投資とは、インドネシア共和国領域において事業を行うための国内投資家及び外国投資家によるあらゆる形態の投資活動のことである。
6. 投資家とは、投資を行う個人又は事業体のことであり、国内投資家と外国投資家の形態をとることが可能。
7. パートナーシップとは、中小零細事業者と大企業が相互に必要とし、信頼し、強化し、利益をもたらすことを原則にした、条件付きで開放されている事業分野の投資活動における直接・間接的な協力のことである。
8. 中小零細企業とは、中小零細企業に関する法律 2008 年第 20 号に規定の中小零細企業のことである。
9. 協同組合とは、協同組合に関する法律 1992 年第 25 号に規定の協同組合のことである。

第 2 章 事業分野

第 2 条

- (1) 投資活動における事業分野は下記から構成される：
 - a. 開放されている事業分野
 - b. 閉鎖されている事業分野
 - c. 条件付きで開放されている事業分野
- (2) (1)項 c に規定の条件付きで開放されている事業分野は下記から構成される：
 - a. 中小零細企業・協同組合のために留保されている事業分野、及び
 - b. 特定の条件付きで開放されている事業分野、すなわち：
 - 1) 外資比率制限
 - 2) 特定の場所
 - 3) 特別許可
 - 4) 内資 100%、及び/或いは
 - 5) アセアン協力の枠組みにおける資本比率制限

第 3 条

閉鎖されている事業分野と条件付きで開放されている事業分野に記載されていない事業分野は、開放されている事業分野である。

第4条

第2条(1)項 b に規定の閉鎖されている事業分野は、本大統領規程と切り離すことのできない一部である添付書類 I に記載の通りである。

第5条

- (1) 第2条(2)項 a に規定の、条件付きで開放されている事業分野のうち中小零細企業・協同組合のために留保されている或いはパートナーシップが条件付けられている事業分野は、本大統領規程と切り離すことのできない一部である添付書類 II に記載の通りである。
- (2) (1)項に規定のパートナーシップは、中小零細企業・協同組合と投資家が、プラズマ・コア、下請、代理店、フランチャイズ、その他のパートナーシップ形態により実施する。

第6条

第2条 (2) 項 b に規定の特定の条件付きで開放されている事業分野は、本大統領規程と切り離すことのできない一部である添付書類 I II に記載の通りである。

第3章 事業分野の投資の実施

第7条

- (1) 第2条 (3) 項に規定の条件付きで開放されている事業は、空間整備と環境分野の法規で定められた立地条件を満たすこと。
- (2) (1)項に規定の条件付きで開放されている事業分野向けの投資許可で事業場所がすでに定められており、投資家が当該投資許可に定められた場所以外で同じ事業活動を行うために事業の拡張を行う場合、投資家は(1)項に規定の立地条件を満たすこと。
- (3) 法律で別に定めのある場合を除き、(2)項に規定の立地条件を満たすために投資家が新たな事業体を設立する義務は負わない。

第8条

- (1) 第2条 (1) 項 c に規定の条件付きで開放されている事業分野の投資活動が間接投資、すなわち国内資本市場を通じて取引されるポートフォリ

オで行われる場合、第2条(1)項cに規定の条件付きで開放されている事業分野は開放されている事業分野となる。

- (2) 第2条(2)項に規定の条件付きで開放されている事業分野の投資活動が経済特区で実施される場合、中小零細企業・協同組合のために留保されている事業分野を除き、その事業分野は開放されている事業分野となる。

第9条

同じ事業分野の投資会社の吸収合併、買収、或いは新設合併により資本所有の変更が生じた場合、下記の規定が適用される：

- a. 存続会社の外国投資家の資本所有限度は、当該会社の投資許可及び/或いは事業許可に記載の通りである。
- b. 被買収会社の外国投資家の資本所有限度は、当該会社の投資許可及び/或いは事業許可に記載の通りである。
- c. 新設合併による新会社の外国投資家の資本所有限度は、新設合併による新会社設立時点で有効な規定の通りである。

第10条

- (1) 外国投資が同じ事業分野の事業活動の拡張を行い、その拡張に新株予約権 (*right issue*) 付き株式発行による増資が必要で、国内投資家が増資に参加できない場合、外国投資家向けの優先権に関する規定は、株式会社分野の法規に依る。
- (2) (1)項に規定の投資により外国資本が投資許可及び/或いは事業許可に記載の最大限度を超えた場合、下記の方法により、当該外国資本の超過分を2年以内に投資許可及び/或いは事業許可に記載の最大限度に調整するものとする：
 - a. 国内投資家に対し外国投資家が保有する株式超過分を売却する
 - b. 外国投資家が保有する株式の会社が国内の資本市場で行う公募を通じて株式超過分を売却する、或いは
 - c. 株式会社に関する法律2007年40号の第37条に留意しつつ、bに規定の会社が外国投資家の保有する株式超過分を購入し、自社株式 (*treasury stocks*) として扱う

第11条

本大統領規程に定められた事業分野の投資活動実施において、投資家は下記が定めた事業活動実施のための諸規定や条件を遵守する義務は免れない：

- a. 投資事業分野を管轄する担当の省庁、及び/或いは
- b. 地方政府

第4章
投資のモニタリング、評価、問題解決

第12条

- (1) 経済分野の行政の調整を管轄する大臣は、大統領規程に定められた事業分野の投資活動実施のモニタリング、評価、問題解決を行う。
- (2) (1) 項に規定のモニタリング、評価、問題解決の実施は、別途大統領令に基づき結成及び決定された輸出・投資向上国家チームの補佐を受ける。

第5章
移行規定

第13条

本大統領規程で定められた事業分野の投資活動の実施規定は、本大統領規程法制化前にすでに承認を受けた特定事業分野の投資には適用されず、投資許可及び/或いは事業許可の記載の通り。ただし、当該投資に有利な規定の場合にはその限りではない。

第6章
結びの規定
第14条

投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程 2014 年第 39 号に基づくすべての実施規程は、本大統領規程と矛盾しない限り、本大統領規程に基づく実施規程が発行するまで引き続き有効。

第15条

本大統領規程発効により、投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領規程 2014 年第 39 号（官報 2014 年 93 号）は取り消し無効となる。

第16条

本大統領規程は法制化の日から有効である。

全ての人に知らしめるため、本大統領規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2016年5月12日、ジャカルタにて制定
インドネシア共和国大統領
ジョコ・ウィドド

2016年5月18日、ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
ヤソナ H ラオリ

インドネシア共和国官報 2016年 97号

本資料は、大統領規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。